

## 地方創生に関する重点提言

人口減少問題は、社会保障の持続性の危機等、あらゆる分野に影響が生じる深刻な問題である。地方創生の実現に向け、国は、人口減少問題に対する抜本的かつ実効性のある対策を講じられたい。

また、地方創生については、国と地方が連携・協働して、総力体制で取り組むべきものであることから、国の長期ビジョンや総合戦略の策定に当たっては、地方の現場を熟知している都市自治体との意見交換を密にし、その意見を反映すること。

### 1. 少子化対策

- (1) 人口減少対策については、総合的・長期的視点から人口減少対策等に関する統合的ビジョンを早急に作成し、国民に示すとともに、同ビジョンに基づいた法制整備や税制措置等を講じること。
- (2) 子ども・子育て支援新制度の実施主体である都市自治体が地域のニーズに基づき総合的な子育て支援施策を展開することが可能となるよう、税制抜本改革以外の財源も含めて1兆円超の財源を確実に確保すること。
- (3) 未婚化・晩婚化・晩産化に対応するため、結婚・妊娠・出産・子育ての「切れ目ない支援」に取り組む都市自治体に対し、財政支援の充実を図るとともに、技術的・人的支援を講じること。
- (4) 保育所待機児童の解消や耐震化を含む保育所施設整備等のため、地域の実態を十分に踏まえ、財政措置の拡充を図ること。
- (5) 多様な保育サービスの提供や保育所の適正な運営を確保するため、保育所運営費等について地域の実情に即した十分な財政措置を講じるとともに、児童福祉施設最低基準の適切な見直しを行うこと。  
また、病児・病後児保育等を安定的に実施できるよう財政措置の拡充を図ること。
- (6) 児童扶養手当について、所得制限限度額を緩和し、一部支給停止措置を見直すとともに、十分な財政措置を講じること。  
また、児童扶養手当と公的年金の併給調整について、手続きの簡素化を図ること。
- (7) 我が国の人口減少社会に対応するため、現在、ほとんどの自治体が実施している子どもの医療費助成制度等地方単独事業は、本来国が全国一律に行うべきもの

であることから、国の責任において制度化すること。

また、国民健康保険制度において、同事業を実施している市町村に対し療養給付費負担金及び普通調整交付金の減額措置を講じることは、地方にのみ責任を負わせる極めて不合理な措置であることから、同措置を廃止すること。

(8) 妊婦健康診査の公費負担について、妊婦の健康管理の充実や経済的負担の軽減を図るため、十分な財政措置等を講じること。

(9) 産科医・小児科医・外科医・麻酔科医等をはじめとする医師、看護師等の不足や地域間・診療科間等の医師偏在の実態を踏まえ、安心して質の高い医療サービスの安定的な提供を実効あるものとするとともに、医学部を新設して地域に根差した医師を養成するなど、地域を支える医師・看護師等の絶対数を確保するべく即効性のある施策及び十分な財政措置を早急に講じること。

また、病院勤務医及び看護師等の労働環境の改善を図るための支援策及び十分な財政措置を講じること。

(10) 育児休業後の円滑な職場復帰等、女性医師等の医療従事者が継続して勤務できる環境を整備するなどの支援策を拡充すること。

(11) 小児救急医療をはじめとする救急医療及び周産期医療の体制整備・運営等の充実強化を図るため、実効ある施策と十分な財政措置を講じること。

(12) 女性特有のがんをはじめとするがん検診推進事業を継続するとともに、国の責任において、適切かつ十分な財政措置を講じること。

(13) 不妊治療に係る経済的負担を軽減するため、特定不妊治療費助成事業における対象治療法の範囲等を拡大するとともに、一般不妊治療に対する助成についても検討し、必要な支援措置を講じること。

また、不育症について、治療方法確立のための研究体制等の充実を図るとともに、治療費等に対する必要な支援措置を講じること。

さらに、不妊及び不育症の相談体制を更に充実すること。

(14) ひとり親家庭に対する就業支援として、母子家庭の母等を雇用する事業主に対する支援の充実を図ること。

(15) ひとり親家庭に対する医療費助成制度を創設すること。

(16) 婚姻歴のない未婚の母子家庭の母及び未婚の父子家庭の父に対しても寡婦(夫)控除を適用すること。

(17) 高等職業訓練促進給付金等事業について、十分な財政措置を講じるとともに、制度の拡充を図ること。

- (18) 「放課後児童健全育成事業」及び「放課後子ども教室推進事業」について、一体的に推進できる体制を整備するとともに、運営実態にあわせた財政措置の拡充を図ること。
- (19) スクールバス運行等による遠距離通学者に対する通学支援について、補助期間等の制限を緩和するなど、財政支援の拡充を図ること。

## 2. 東京圏一極集中是正

- (1) 大規模災害の発生等の有事における国家機能の維持・強化を図る観点等から、多極分散型国土の形成を促進すること。
- (2) 人口減、巨大災害の切迫等の国土を取り巻く状況の変化を見据え、国土形成計画を見直すとともに、その際、本社機能の地方への移転促進等に向けた検討を行うこと。
- (3) 生活関連社会資本等の整備や公共施設等の更新及び長寿命化を図るため、辺地及び過疎対策事業債の所要額を確保すること。
- (4) 過疎地域において、個人または法人が製造業、旅館業及び情報通信技術利用事業（コールセンター）の用に供する施設を新增設した場合の特別償却制度について、その適用期限を延長すること。
- (5) 半島振興法については、法期限を延長するとともに、支援措置を拡充すること。

## 3. 地域経済活性化

- (1) 国内産業の流出防止、生産拠点の分散促進による地域経済の活性化や災害に強い国内産業体制を構築するため、産業団地の造成・再整備、企業誘致に対する支援体制の構築や財政支援を実施すること。  
また、企業立地が一層促進されるよう、企業立地及び進出環境の更なる改善を図ること。
- (2) 地域の実態を踏まえた雇用創出を図るため、緊急雇用創出事業を継続・拡充するなど、雇用対策関連予算の充実を図ること。  
また、当該事業における、「地域人づくり事業」の実施期間を延長するとともに、有効求人倍率の低い地域に対する十分な配慮や、新しい雇用対策の実施等を図ること。
- (3) 若年者等を取り巻く雇用情勢が依然として厳しいことを踏まえ、地域の実情に応じた雇用創出及び求職者支援等の雇用対策を充実するとともに、都市自治体が

実施する雇用・就業対策について十分な財政支援を行うこと。

(4) 地域活力の向上を目指し、U J I ターンの促進を図ること。また、地方への定住に関する支援策を積極的に講じること。

(5) 認定農業者や集落営農組織等の担い手を育成確保するための支援措置を充実すること。

また、青年就農給付金の対象要件を緩和するとともに、農業経営基盤強化準備金制度の適用期間を延長すること。

(6) 森林整備のための担い手の確保、育成事業の一層の推進を図るとともに、必要な予算を確保すること。

(7) 新規漁業就業者の育成を強力に推進するとともに、担い手の確保・育成に必要な財政支援の一層の拡充を図ること。

(8) コンパクトシティの形成等、まちづくりや中心市街地の活性化に関する施策については、適切な財政措置を講じること。

また、中心市街地活性化基本計画の認定地域への確実な支援を行うとともに、地域商業の活性化に資する取組に対し支援措置を講じること。

(9) 観光案内標識等の設置や観光客の受入れに係る環境整備など、都市自治体等が行う観光振興施策に対して、総合的な財政支援措置を講じるとともに、魅力ある地域ブランドの創出に対する支援を拡充すること。

(10) 外国人観光客の誘致を促進するため、外国人が安心・快適に旅行できる環境整備を支援すること。

また、免税制度及びC I Q体制の拡充やビザ要件の緩和、国際線の受入れ強化など、外国人観光客の受入れ体制を強化すること。

(11) 電力会社による再生可能エネルギーの受け入れ中断については、早期解決に必要な対策を講じること。

また、固定価格買取制度の運用については、都市自治体等に配慮した体制を整備すること。

(12) 再生可能エネルギー等の導入については、導入促進に必要な施策を充実するとともに、補助制度の拡充等、総合的な財政支援措置を講じること。

また、公共施設等への再生可能エネルギーの導入を促進するため、関係法令等における規制緩和を行うこと。

#### 4. 安心安全な暮らし

- (1) 地域包括ケアシステムの構築に当たっては、国の責任において、当該システムの中核を担う医療・介護・予防・生活支援等における人材の確保・育成の推進を図ること。

また、地域において医療・介護等関係機関の連携や態勢の構築が図られるよう、情報提供を行うとともに、財政措置をはじめ十分な支援策を講じること。

- (2) 高齢者福祉計画及び介護保険事業計画に基づき、介護サービスが適切に提供できるよう、サービス基盤整備について、地域の実情を踏まえ、財政措置を含む必要な対策を講じること。

また、現場において、慢性的に介護従事者が不足している状況にかんがみ、国の責任において早急に適切な措置を講じること。

- (3) 各種医療費助成制度について、都市自治体の規模や財政状況等による格差を生じないように、国の責任において、国民が公平に医療給付を受けられるようにすること。

また、既に実施している各種医療助成について、十分な財政措置を講じること。

- (4) 今後新たに定期接種化されるワクチン及び既存の定期予防接種のワクチンに対し、十分な財政措置を講じること。

また、国民が等しく予防接種を受けられることができるよう、制度の整備を図るとともに、国の責任において周知と十分な啓発を行うこと。

- (5) 公共施設の老朽化対策については、防災・安全交付金により集中的に支援するなど十分な財政措置を講じるとともに、人材育成や技術支援を充実すること。

また、機能の集約化・複合化による公共施設の更新(再生)を実施する際には、府省の規制に捉われない施設整備計画を認めること。

- (6) 公共施設等総合管理計画の策定に当たっては、都市自治体の実情を踏まえ、財政措置及び技術的支援を充実すること。

- (7) 道路・橋梁等の老朽化対策について、防災・安全交付金により集中的に支援するなど十分な財政措置を講じるとともに、人材育成や技術支援を充実すること。

特に、維持修繕に関する省令・告示の規定に基づく道路の維持又は修繕については、地域の実情を踏まえ、十分な財政措置を講じること。

- (8) 住民の安全を守る観点等から、管理放棄された空き家等について、都市自治体が所有者に対し適正な管理を促すための措置や直接かつ容易な立入調査及び解体撤去等が行えるよう早期に法整備を図るとともに、必要な税財政上の措置を講じること。

(9) 地域住民の日常生活に必要な地域公共交通の確保及び機能の強化、持続可能な地域公共交通ネットワークを形成するため、地域の実情に応じた関連施策を充実させるとともに、必要な財政支援措置を講じること。

(10) 地域住民の生活に必要な不可欠であり、最も身近な交通機関である地方バス路線やコミュニティバス路線等が、安定的に維持できるよう、地域の実情に応じ、恒久的な財政支援措置を講じること。

また、地域公共交通確保維持改善事業費補助金等の補助要件を緩和し、対象事業を拡大するなど、支援体制を拡充すること。

(11) 島しょ部の生活交通として欠かせない離島航路等を維持・確保するため、施策の充実を図るとともに、積極的かつ恒久的な財政支援措置等を講じること。

(12) 生活交通の利用環境を改善するため、鉄道駅等のバリアフリー化の推進について、十分な予算を確保するとともに、財政支援措置を講じること。

## 5. 地方分権等の推進

(1) 本年度から開始した提案募集方式については、都市自治体等からの積極的な提案を真摯に受け止め、地方の発意を活かした分権型社会の実現に向けた改革を積極的に推進すること。

また、改革に伴う関連法令の整備や事務・権限の移譲等に当たっては、十分な時間的余裕の確保や情報提供など適切な措置を講じるとともに、事務を円滑に実施するために必要となる財源の確保と専門的な人材育成等の仕組みを構築すること。

(2) 農地転用をはじめ土地利用に係る権限移譲や義務付けをはじめとして、これまでの改革において実現に至らなかった事項について、住民自治を拡充する観点から検討を行い、これらを着実に実施していくこと。

## 6. 地方創生を実現する財源確保

地方創生の実現に向け、地方の創意工夫を最大限に活かしながら、人々のライフステージに応じた総合的な対策を実施できるようにするため、都市自治体が自主的・自立的に活用できる財源（包括的交付金など）を創設するとともに、地域の実情に応じたきめ細かな施策が実施できるよう地方単独事業を含めた必要な歳出を地方財政計画に計上し、地方交付税の充実を図ること。